

鳥取県
N P O 法人の条例個別指定制度
【指定申出の手引き】

(令和7年6月改訂)



鳥取県政策統轄総局協働参画課

鳥取県NPO法人の条例個別指定制度【指定申出の手引き】

目 次

1	NPO法人の条例個別指定制度について	1
2	指定の手続きについて	2
3	指定の基準について	3
4	書類の記載方法等	
(1)	控除対象特定非営利活動法人指定（更新）申出書	7
(2)	指定基準チェック表（第1表）	8
(3)	指定基準チェック表（第2表）	9
(4)	指定基準チェック表（第3表）	16
	寄附者名簿	20
	ボランティア活動者名簿	21
(5)	指定基準チェック表（第4～7表）	22
(6)	指定基準チェック表（市町村指定法人用）	24
(7)	欠格事由チェック表	25
	役員の氏名等一覧表	27
(8)	寄附金を充当する予定の事業内容等	28
5	控除対象NPO法人の報告義務	30
6	控除対象NPO法人の情報公開	32
7	控除対象NPO法人に対する指定の取消し	32
8	控除対象NPO法人の更新	33
	報告書類の様式例・記載例	34

【窓口一覧】

管轄区分	担当窓口	住 所	電話番号
鳥取市、岩美郡、	鳥取県東部地域振興事務所 東部振興課	鳥取市立川町六丁目 176 (東部庁舎 1 階)	0857-20-3659
八頭郡	鳥取県東部地域振興事務所 八頭振興課	八頭郡八頭町郡家 100 (八頭庁舎別館 1 階)	0858-72-3880
倉吉市、東伯郡	鳥取県中部総合事務所 県民福祉局中部振興課	鳥取県倉吉市東巖城町 2 (中部総合事務所本館 1 階)	0858-23-3177
米子市、境港市、 西伯郡、日野郡	鳥取県西部総合事務所 県民福祉局西部振興課	鳥取県米子市糺町一丁目 160 (西部総合事務所本館 1 階)	0859-31-9633

【注意】

- ・この手引きの中で、単に「法」とあるのは、「特定非営利活動促進法（NPO法）」を指します。

1 NPO法人の条例個別指定制度について

(1) 背景・概要

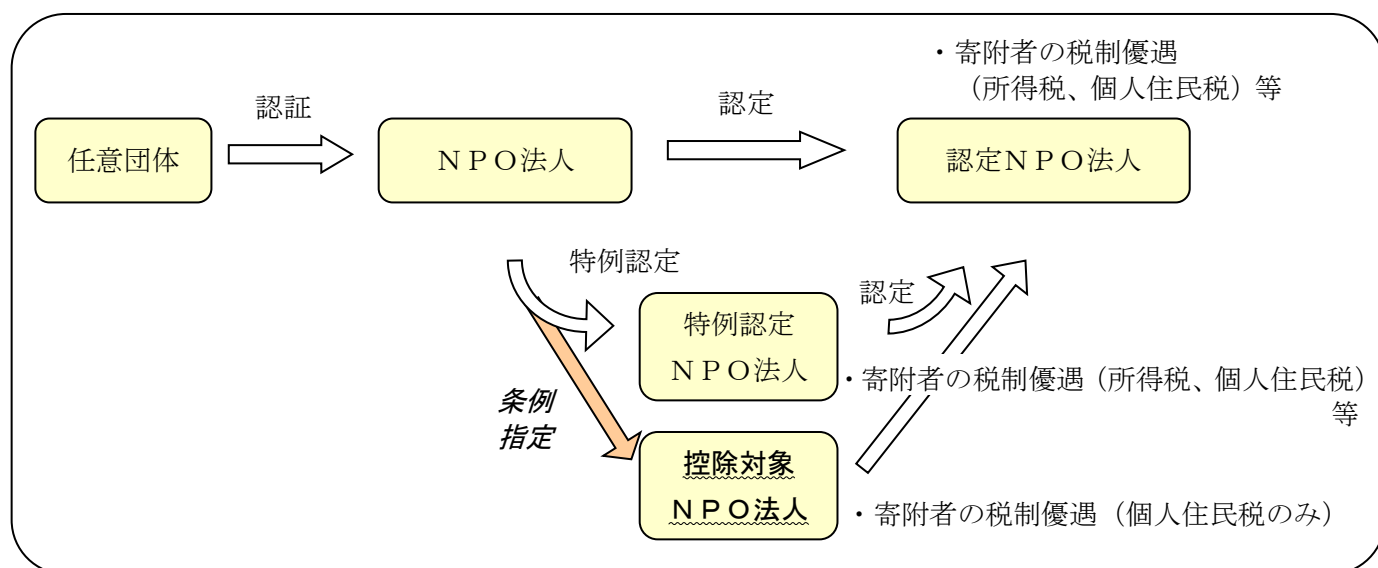
様々な地域課題解決の主要な担い手であるNPO法人の自立的活動を支援するため、NPO法人への個人からの寄附金に係る税制優遇措置を拡大し、NPO法人への寄附の促進や、認定NPO法人数の増をねらいとして、平成23年6月に寄附税制改革関連法が成立しました。その一連の制度のうちの一つが市民公益税制（新たな寄附税制）です。

<市民公益税制のポイント>

- ① 認定NPO法人への寄附について、所得税において新たに税額控除を導入（所得控除との選択制）
 - ・控除割合…控除対象寄附金額の40%
- ② 地域において活動するNPO法人等の支援（個人住民税）
 - ・認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして県や市町村が条例において個別指定した法人へのものについては、個人住民税の寄附金税額控除の対象に
 - ・個人住民税に係る寄附金税額控除の適用下限額の引き下げ（5千円→2千円）

※条例で個別指定を受けたNPO法人を、鳥取県では「控除対象特定非営利活動法人（控除対象NPO法人）」とよびます。

(2) 認定NPO法人・控除対象NPO法人の関連イメージ



(3) 指定の効果

- ・県が条例で指定したNPO法人への寄附金につき、控除対象寄附金額の4%が税額控除の対象になります。

〔例〕控除対象NPO法人に県民が1万円の寄附を行った場合の個人住民税減額は

$$(10,000 - 2,000) \times (4\%) = \underline{320 \text{ 円}}$$

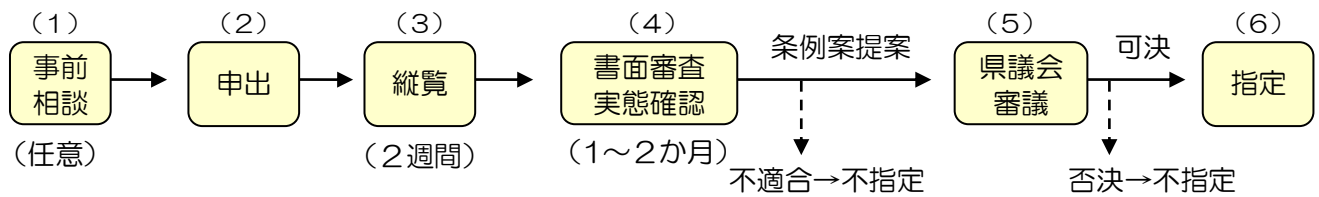
↔ 認定NPO法人に県民が1万円の寄附を行った場合の所得税・個人住民税減額は

$$(10,000 - 2,000) \times (40\% + 4\%) = \underline{3,520 \text{ 円}}$$

- ・認定NPO法人としての認定を受けるための主要な基準（パブリックサポートテスト）を満たすことになり、認定を受けやすくなります。

2 指定の手続きについて

指定の手続の流れは、おおむね次のとおりです。



(1) 事前相談

- ・事前相談をいただくと指定の制度全般や、書類作成上の注意点などのご説明をさせていただきます。
- ・ご不明な点などあれば東部地域振興事務所又は各総合事務所へご連絡ください。

(2) 申出

- ・県内に事務所がある NPO 法人が申出をすることができます。
- ・次の書類を作成・添付の上、東部地域振興事務所又は各総合事務所へ提出してください。
- ・提出部数は各 1 部です。

書 類		備 考
①	控除対象特定非営利活動法人指定（更新）申出書（様式第 1 号）	p7 参照
②	各指定基準に適合する旨を説明する書類	p8～26 参照
③	欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
④	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	P28 参照
⑤	直近の事業報告書等（事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、社員名簿）	法に基づき県に提出済みの場合は添付不要
⑥	役員名簿	
⑦	定款等（定款、法人の認証及び登記に関する書類の写し）	

(3) 書類の縦覧及び公表

- ・県は、申出書類を受理したのち、申出書類（上記②～⑦）についてインターネットで公表するとともに、2週間縦覧します。
- ・インターネットでの公表は、指定手続の完了までの間行います。

(4) 書面審査・実態確認

- ・提出書類に不備がないか、また、各基準を満たしているかどうか、書面での確認・審査を行います。（必要に応じ、書類の追加提出・修正を求めます。）
- ・あわせて、各基準を満たしているかどうかを判断するため、当該 NPO 法人の事務所などにおいて実態を聞き取り・確認させていただきます。
- ・審査の結果、指定が不適当と認められる NPO 法人に対しては、指定をしない旨を通知します。

(5) 県議会審議

- ・指定が適当と認められる場合は、「鳥取県税条例」の中に指定しようとする法人一覧（法人名・住所・指定期間）を記載して、これを直後の定例県議会に提案し、審議いただきます。

(6) 指定

- ・県議会で条例案が可決されれば、はれて指定となります。該当する法人に書面で通知します。

※指定の日は、原則として議決日の属する月の翌月の1日とし、指定の有効期間は5年間とします。

- ・県公報、ホームページ等で、指定されたNPO法人について広く周知します。

＜申出の時期と指定の時期について＞

申出の時期とそれに対応する指定の時期については、次のとおりです。

詳細は、協働参画課のホームページでもお知らせします。

申出の時期	提案の時期	指定の時期
5月末まで	9月議会	11月1日
8月末まで	12月議会	翌年1月1日
10月末まで	2月議会	翌年4月1日
2月末まで	6月議会	8月1日

- ・協働参画課URL

<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1183991.htm#itemid1183991>（条例個別指定制度）

3 指定の基準について

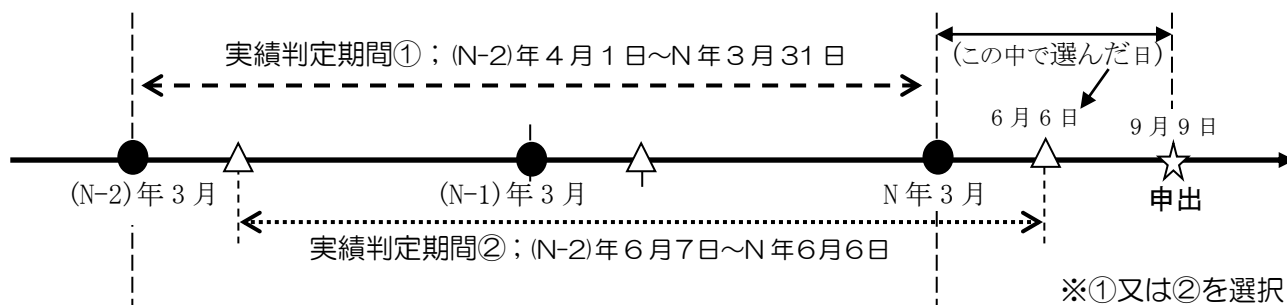
（1）実績判定期間

申出をしたNPO法人が指定の基準を満たすかどうかを判定するための「実績判定期間」を設けます。

実績判定期間は、指定を受けたことのない法人が申出をする場合、

- ①申出をするNPO法人の直前に終了した2事業年度
- ②直前に終了した事業年度の末日から申出の日までの間で当該NPO法人が選んだ日以前2年間のいずれかで、申出をするNPO法人が選択できます。

＜実績判定期間のイメージ；事業年度が4月1日～3月31日のNPO法人の例＞



- ・②を選択した場合でも、便宜上この期間を1年ごとに区分したものを「事業年度」とよびます。
- ・指定を受けたことのあるNPO法人が申出をする場合の実績判定期間は5事業年度です。

(2) 指定の基準

申出をする NPO 法人が満たすべき指定の基準は、次の①～⑦のとおりです。

申出にあたっては、それぞれの「指定基準チェック表」と、それを裏付ける書類を添付してください。

- ・指定基準チェック表等の様式は、協働参画課のホームページ上にも掲載します。

☆指定基準チェック表（第 1 表） ⇒p 8 参照

① 県内に事務所を有し、かつ、県内において事業を行っていること。

●申出をする NPO 法人の行う活動が、一定の県民に利益をもたらしていることを確認するものです。

- ・県内で特定非営利活動を行う地域を記載してください。

☆指定基準チェック表（第 2 表） ⇒p 9 参照

② 事業内容が適切であるものとして、次のア、イのいずれかに該当すること。

ア 実績判定期間において行った事業が、次のいずれかの活動を推進するものであること。

- (ア) 新たな時代の扉を開く活動（観光の振興、国際交流など）
- (イ) 様々な活動等をつなげる活動（まちづくり、地域情報化など）
- (ウ) 環境、生活等を守る活動（環境保全、地域安全、消費者保護など）
- (エ) 歴史、自然、文化等を楽しむ活動（学術・文化・スポーツ振興など）
- (オ) 互いに支え合う活動（医療・福祉の増進、人権擁護、男女共同参画促進など）
- (カ) 人を育む活動（社会教育の推進、子どもの健全育成など）

イ 実績判定期間において、地縁団体、市町村若しくは県からの表彰を受け、又はこれらの者と協力して事業を行ったこと。

●アについては、地域の元気を生み出す活力があふれ、豊かさを実感しながら充実した生活を安心して送れるための県づくりを目指す「鳥取県の将来ビジョン」の視点にかなった活動を行うものであるかを確認するものです。

- ・(ア) ～ (カ) のうちの該当項目を明示し、NPO 法人の活動概要が分かるものを添付してください。

(参考) 鳥取県の将来ビジョン URL >>> <https://www.pref.tottori.lg.jp/125629.htm>

●イについては、前述の「鳥取県の将来ビジョン」の視点にかかわらず、現に県内地域が抱えるニーズ・課題があり、その解決に向け取り組む NPO 法人については、表彰や協働の実績を考慮し、基準を満たすこととするものです。

- ・実績が分かるものを添付してください。

③ 広く県民等からの支援を受けているものとして、次のア、イのいずれかに該当すること。

ア 実績判定期間において、年間1,000円以上の寄附者が年平均50人以上いること。

イ 実績判定期間において、法人の特定非営利活動に携わったボランティアが年平均50人以上いること。

●アについては、次の算式により求めます。

【算式】

$$\frac{\left(\begin{array}{l} \text{各事業年度中の寄附金の額の総額が} \\ \text{1,000円以上の寄附者の合計人数} \end{array} \right) \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 50 \text{ 人}$$

〔例1〕事業年度①の寄附者＝80人、事業年度②の寄附者＝30人 の場合

$$\text{平均寄附者数} = \frac{(80 + 30) \times 12}{24} = 55 \text{ 人} \geq 50 \text{ 人} \Rightarrow \text{OK!}$$

〔例2〕事業年度①（設立後6月で終了）の寄附者＝20人、事業年度②の寄附者＝60人の場合

$$\text{平均寄附者数} = \frac{(20 + 60) \times 12}{6 + 12} \div 53.3 \text{ 人} \geq 50 \text{ 人} \Rightarrow \text{こちらもOK!}$$

<注意点>

- ・寄附者名簿を確認させていただきます。
- ・寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所が明らかな寄附者のみを数えます。
- ・寄附者本人と生計を一にする方を含めて1人として数えます。
- ・申出をするNPO法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合は、寄附者数には含めません。
- ・各事業年度とも、寄附者のうち少なくとも1人は、県民である必要があります。

●イについては、次の算式により求めます。

【算式】

$$\frac{\left(\begin{array}{l} \text{各事業年度中に当該法人の行う特定非営利活動} \\ \text{に携わったボランティアの合計人数} \end{array} \right) \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 50 \text{ 人}$$

<注意点>

- ・ボランティア活動者名簿を確認させていただきます。
- ・氏名及び住所が明らかなボランティアの方のみを数えます。
- ・ボランティアと生計を一にする方が別にボランティアに参加された場合であっても、ボランティアの人数には含めません。（→あわせて1名として数えます）
- ・申出をするNPO法人の役員、社員及び職員並びにそれらの方と生計を一にする方がボランティアとして参加された場合は、ボランティアの数には含めません。
- ・各事業年度とも、ボランティアのうち少なくとも1人は、県民である必要があります。

④ 事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）を法人の事務所に備え置き、閲覧させていること。

●法の規定に基づき、過去の事業報告書等や役員名簿、定款等をきちんと事務所に備え置いて、関係者の求めに応じて閲覧に供していることを確認するものです。

⑤ 活動の内容、活動を行った年月日等の活動状況を、会報紙又はホームページへの掲載その他適当な方法により毎事業年度2回以上公開していること。

●情報公開の一環として、NPO 法人の活動状況を対外的・継続的に公表し、当該 NPO 法人が行う活動への理解促進に努めていることを確認するものです。

・情報公開の方法（媒体、手段）を記載の上、積極的に公開をしていることが分かるものを添付してください。

⑥ 法令等に違反する事実、不正の行為を行った事実その他公益に反する事実がないこと。

●過去に公益に反する行為等を行った事実がないことを確認するものです。

・法の規定に基づき事業報告書等が期限内に提出されていない法人は、指定を受けることができません。
（ただし、天災の影響など申請法人の責めに帰さない事情により遅延した場合を除く）

⑦ 申出の直前に終了した事業年度の末日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること。

●NPO 法人として、少なくとも2事業年度以上の公益的な活動を行った実績があることを確認するものです。

（3）基準の特例 ☆指定基準チェック表（市町村指定法人用） ⇒p24 参照

県内の市町村の条例で控除対象NPO法人として指定されているNPO 法人が上記（2）の指定の基準に適合するものと同等であると県が認めるときは、当該基準に適合しているものとみなし、指定を受けられます。

・申出書に、そのことが分かる書類を添付してください。

（4）欠格事由 ☆欠格事由チェック表 ⇒p25 参照

上記の指定の基準を全て満たしていても、次の①～⑥のいずれかに該当する法人については、指定をしないことがあります。

① 役員のうちに、次のア～ウのいずれかに該当する者があるもの

- ア 過去に認定・特例認定・指定を取り消された場合において、その原因となった事実があった日から1年以内にそのNPO 法人の理事であった者でその取消の日から5年を経過しないもの
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しないもの
- ウ 暴力団の構成員等

② 認定・特例認定・指定の取消しがあった日から5年を経過しないもの（指定期間満了に伴うもの等を除く。）

③ 定款や事業計画書の内容が法令等に違反するもの

④ 国税・地方税の滞納処分の執行がされている、又は処分の終了から3年を経過しないもの

⑤ 国税・地方税の重加算税又は重加算金を課されてから3年を経過しないもの

⑥ 暴力団、又は暴力団（その構成員等）の統制下にあるもの

4 書類の記載方法等

様式第1号（第3条関係）

控除対象特定非営利活動法人指定（更新）申出書

職 氏 名 様

「職」には「鳥取県東部地域振興事務所長」又は「鳥取県中部（西部）総合事務所長」のいずれかを記載

控除対象特定非営利活動法人としての指定（指定の有効期間の更新）を受けたいので、次のとおり申し出ます。

年 月 日

押印は不要です。

郵便番号

主たる事務所の所在地

申出者 名 称

代表者の氏名

電話番号

1 設立年月日

年 月 日

設立登記の日を記載

2 事業の内容

（1）特定非営利活動に係る事業

（2）その他の事業

定款に記載されている事業を記載

電話番号等は公開できるものを記載（以下同じ）

3 事業を行う県内の地域

市町村名と、具体的な地区名などが記載できる場合はあわせて記載

4 過去の指定の有無 有 ・ 無

（過去の指定の有効期間 年 月 日 ～ 年 月 日）

5 実績判定期間

年 月 日から 年 月 日まで

6 その他

ホームページアドレスなど

（1）主たる事務所の連絡先

ファクシミリ	メールアドレス	その他の連絡先

（2）主たる事務所以外の県内にある事務所の有無 有 ・ 無

所在地	電話番号	ファクシミリ	その他の連絡先

添付書類

1 鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例（以下「条例」という。）第4条第1項の規定に適合する旨を説明する書類

指定基準チェック表及び根拠資料；p8-23 参照

2 条例第5条各号に掲げる欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類

3 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

欠格事由チェック表

4 直近の事業報告書等

p25 参照

5 役員名簿

p28 参照

6 定款等

注

添付書類の4から6までについては、特定非営利活動促進法の規定によりこれらの書類を知事に提出している場合で、その内容に変更がないときは、その添付を要しない。

指定基準チェック表（第1表）（条例第4条第1項第1号に適合する旨を説明する書類）

法人名			チェック
1 県内に事務所を有し、かつ、県内において事業を行っていること。			
鳥取県内で事業を行っている 特定非営利活動法人である	はい・いいえ	〔記載例〕 ☒ はい・いいえ	
鳥取県内の活動地域		△△市（▽▽地区、◇◇地区） 〇〇町（全域）	
鳥取県内で行っている特定非 営利活動及びその他の事業		【特定非営利活動】 〇〇〇事業 ◇◇◇事業 【その他の事業】 ▽▽▽事業	

【指定基準チェック表（第1表） 記載要領】

項 目	記載要領	備 考
鳥取県内で事業 を行っている特 定非営利活動法 人である	「はい」「いいえ」 のいずれか該当する 一方に印をしてくだ さい。	・主に県外で活動を展開している法人であっても、県内において活動を行う機会があり、一定の県民に利益をもたらすものであると判断する場合は、「県内で事業を行っている」ものとみなします。
鳥取県内の活動 地域	現に活動を行ってい る県内の地域を記載 してください。	・市町村名を記載するとともに、さらに具体的な活動範囲（〇〇地区など）が記載できる場合はあわせて記載してください。 ・実際の行動範囲に限らず、活動の効果が及ぶ地域も活動地域に含まれます。分かる範囲で記載してください。 ・鳥取県外の活動地域については、記載不要です。
鳥取県内で行っ ている特定非営 利活動及びその 他の事業	県内の活動地域にお いて展開する具体的 な事業名をすべて記 載してください。	・特定非営利活動及びその他の事業についてそれぞれ記載してください。 ・定款に記載されている事業のうち、現に活動実績があがっているものについて記載してください。

指定基準チェック表（第2表）（条例第4条第1項第2号に適合する旨を説明する書類）

法人名		実績判定期間	年 月 日 ～ 年 月 日	チェック	
-----	--	--------	------------------	------	--

2 事業内容が適切であるものとして、次のア、イのいずれかに該当すること。

ア 実績判定期間において行った事業が、次のいずれかの活動を推進するものであること。

（ア） 新たな時代の扉を開く活動 （イ） 様々な活動等をつなげる活動

（ウ） 環境、生活等を守る活動 （エ） 歴史、自然、文化等を楽しむ活動

（オ） 互いに支え合う活動 （カ） 人を育む活動

イ 実績判定期間において、地縁団体、市町村若しくは県からの表彰を受け、又はこれらの者と協力して事業を行ったこと。

実績判定期間内の 各事業年度	①	②	③	④	⑤
	年 月 日から	年 月 日から	年 月 日から	年 月 日から	年 月 日から
	年 月 日まで	年 月 日まで	年 月 日まで	年 月 日まで	年 月 日まで
該当区分	ア・イ	ア・イ	ア・イ	ア・イ	ア・イ
【アの場合】 該当区分					
具体的な事業内容					
【イの場合】 表彰・事業協力の 別					
具体的な実績					

【指定基準チェック表（第2表） 記載要領】

項 目	記載要領	備 考
該当区分	「ア」「イ」のいずれか該当する一方に印をしてください。	
【アの場合】 該当区分	ア（活動推進）を選択した場合、(ア)～(カ)のうち該当する区分の記号を記載してください。	・イ（表彰・活動協力）を選択した場合は記載不要です。 ・(ア)～(カ)の区分の詳細は、別紙（p11～15）のとおりです。 ・該当する区分が複数ある場合は、それぞれ記載してください。
具体的な事業内容	記載した区分に関連した事業内容を記載してください。	・法人が行う事業のうち、記載した区分に関連しない事業については記載不要です。
【イの場合】 表彰・事業協力の別	イ（表彰・活動協力）を選択した場合、「表彰」又は「事業協力」のいずれか該当する一方を記載してください。	・ア（活動推進）を選択した場合は記載不要です。
具体的な実績	実績判定期間内に法人が地縁団体、市町村又は県から受けた表彰若しくはこれらの団体と協働して行った事業の実績を記載してください。	・「表彰」を選択した場合は、表彰を受けた日、表彰団体及び表彰の対象となった取組内容等について記載してください。 ・「事業協力」を選択した場合は、取組を行った日とその内容、協働の相手方及び当該団体との役割分担について記載してください。

【添付書類】

- ・（イの「表彰」を選択した場合）具体的な表彰実績を説明する書類

【その他注意事項】

- ・法人の事業内容及び実績が分かる書類について、別途確認させていただく場合があります。

※指定基準チェック表（第2表）アの基準については、次の表を目安に該当・非該当を確認してください。

【参考】鳥取県の将来ビジョン（令和2年10月 鳥取県）<https://www.pref.tottori.lg.jp/125629.htm>

(ア)新たな時代の扉を「開く」活動

キーワード	将来ビジョンの視点・2030年の鳥取県の姿
(1)時代の変化に応じ新たな需要を獲得できる産業が創出(ニューノーマル型ビジネス等)	・ポストコロナ時代に対応した事業展開として、非対面型ビジネスの取組や感染症対策商品・サービスの開発などニューノーマル型ビジネスの取組が進み、新たな需要を獲得している。 ・国内外の生活スタイルや価値観の変化をチャンスととらえた、ベンチャー企業や新規創業者が県内に多数誕生し、活躍している。 ・立地環境にとらわれることなく、オープンイノベーションをはじめ、県内外・国内外の企業等との連携が活発になっている。 ・ICTの活用やグローバル化の進展に伴い、多くの企業が海外需要を獲得している。 ・官民が連携し、Ma a Sや自動運転、遠隔医療・遠隔診断等の地域の課題を解決する先進的なサービスの開発が進み提供されている。 ・本県の安全・安心な環境が選ばれ、本社機能や研究拠点を県内に移転する大都市圏の企業が増加している。また、部品供給のリスク分散を図るため、県内への立地が進んでいる。 ・関係人口のつながりをベースとして、都市部から県内に拠点を分散させる企業が次々と生まれている。 ・日本海沖のメタンハイドレートの商品化に向けた取り組みが始まり、県内でも研究が進んでいる。
(2)県内企業が持続的成長を実現(デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進等)	・ものづくり分野をはじめ、食品産業、観光産業、IT産業、バイオ・ヘルスケア産業など、幅広い産業が成長した多軸型産業構造が構築されている。 ・分野や規模の大小に関わらず、幅広くAI・IoT等の先端技術の活用をはじめとしたデジタルトランスフォーメーション(DX)が進み、製品・サービスの付加価値が大きく向上している。 ・先端技術を積極的に使いこなしている県内の中小企業の競争力が飛躍的に向上している。 ・企業間の連携による受注機会の拡大や研究開発の促進などにより、県内企業の成長力が高まっている。 ・中小・小規模事業者の事業が次の世代・事業者を引き継がれ、新たな事業展開が生まれている。 ・産学官の連携により、新たな産業の需要に対応できる、高度かつ多能的な人材が育成されている。
(3)場所や時間にとらわれない働き方が実現(テレワーク、副業・兼業、ワーケーション等)	・テレワークが県内に浸透し、場所や時間にとらわれない多様な働き方が実現している。 ・企業の人材確保が大きく変化し、県内企業が都市部の人材を採用することや、反対に県内に在住しながら都市部の企業で働くことが広く普及している。 ・サテライトオフィスやワーケーションなど多様な働き方ができるオフィス施設が県内各地に開設され、県内外の様々な人が利活用している。 ・オンラインを活用した職業訓練などにより、希望する職へ就業できるようになっている。 ・一人ひとりの希望や事情に応じてフルタイム勤務にとらわれない働き方(短時間勤務、フレックス)や、副業・兼業など、個人の持っている能力・技術を最大限に発揮できる働き方ができるようになっている。
(4)農林水産物のブランド確立と多様な担い手が活躍(スマート農林水産業の推進等)	・清浄な水と空気をはじめとした豊かな自然と先人の努力に育まれた梨やスイカ、和牛、カニさらには米、らっきょう、イチゴなど、世界に通じるブランド力を持った農林水産物が次々と生まれ、農林水産業の所得の向上につながっている。 ・県オリジナル新品種などの安全・安心で付加価値の高い農林水産物が県内外はもとより、世界に向けて発信され、輸出が拡大している。 ・優れた種雄牛の遺伝資源を保護し、和牛ブランドの産地として世界的に有名になっている。 ・無人で作業可能なロボットトラクタ・林業機械等を使えるインフラが整い、ドローンによる農薬等散布・苗木運搬・森林情報解析など、農林水産業でAI・IoTの活用が進み、生産性が向上している。 ・農業大学校での実践的な教育の充実やIJUターンの促進、農業普及所等の支援などにより、新規就業や他産業からの参入が進み、多様な担い手が数多くいきいきと農林水産業に従事している。 ・耐久性能が向上したCLTや防火性能が向上したLVLのほか、県産杉のブランド化が進み、県産材全体の付加価値が向上することにより、国内外に販路が拡大している。 ・つくり育てる漁業と資源管理の推進により、限りある水産資源の安定供給が実現するとともに、水産物の高付加価値化や漁業所得の向上につながっている。
(5)国内外の旅行者が増加するとともに、多様な分野の海外交流が進展	・本県が「豊かな自然」や「美味しい食」、感染症の拡大防止策を講じた「安全・安心な観光地」として評価され、多くの観光客が訪れている。 ・多言語表記や翻訳機器整備などの多言語対応やユニバーサルデザインが普及し、年齢や障がいの有無、国籍に関わらず誰もがストレスフリーな観光を満喫している。 ・世界に誇る山陰海岸ジオパークや大山、まんがなどの地域資源を活かした観光コンテンツが充実し、AIを活用した観光ルートの提案やSNSを使った情報発信により、体験型や長期滞在型観光の適地として、国内外からの観光客が増加している。 ・Ma a Sなどの交通サービスやキャッシュレス決済の普及等、先端技術を活用した快適な受入れ

	環境が整備されている。・ICTの活用やインバウンド対応のできる観光人材が育成され、観光産業が活性化している。・本県の観光や文化資源が、VR・ARを利用して世界に向けて発信され、世界中で本県の認知度が向上している。 ・サイクリングやセーリングなど自然を活かしたスポーツが充実し、国内外からの誘客が進んでいる。 ・主要幹線道路や鉄道の整備、空港・港湾の機能向上、国際定期便、チャーター便やクルーズ船の増加等により、国内外との交流が促進されている。 ・北東アジア地域を中心に、文化、スポーツ、経済、観光などの多様な分野で幅広い国際交流が発展している。
--	--

(イ)様々な活動等を「つなげる」活動

キーワード	将来ビジョンの視点・2030年の鳥取県の姿
(1) 県民、NPO、企業、市町村等との協働により持続可能な地域が実現	・地域づくりを自発的に行う意識や環境が定着し、県民一人ひとりやNPO、住民団体が積極的に地域活動に関与するとともに、ボランティア活動への参加がさらに広がっている。 ・県民やNPO等からの政策提案や協定等に基づき、行政と県民、NPO等が協働して施策を実施している。 ・SDGsの理念が県民に広く浸透し、県民の参加と協働による環境保全・社会的課題解決・経済活動の好循環などの持続可能な仕組みが確立されている。 ・企業が県民、行政、NPO等と連携して、公益活動・社会貢献活動、ESG経営48を展開し、持続可能な地域づくりに貢献している。
(2) 移住定住（若者のIJUターン等）や関係人口が増加	・都市部から理想の子育てやライフスタイルを実現する場としてIJUターンが増加している。 ・先輩移住者や地域団体、行政が連携し、新たな移住者の暮らしをサポートする環境が広がり、移住者が暮らしやすい地域になっている。・管理されていない空き家や農地の所有者と、利活用を希望する移住者とのマッチングにより、中山間地域への移住が増加している。 ・本県出身の多くの若者が、大学等の卒業後に、県内企業への就職のほか、自ら起業・創業するなど本県で希望する仕事に就き定住している。 ・豊かな自然や地域の特色を活かした関係人口受入の取組が各地域で展開され、都市部の人材の副業・兼業、二地域居住やワーケーションが広まり、多様な関係人口の関わりによる地域活性化につながっている。
(3) 住民が安全・安心に暮らし続けられる中山間地域が形成	・住民による共助（支え愛49）や地域の事業者など多様な主体の関わりにより、地域コミュニティが維持され、誰もが安心して暮らせる持続可能な仕組みが整えられている。 ・AI・IoT等を使った買物支援や見守りなど、中山間地域での日常生活の快適性がさらに向上している。 ・Maasや自動運転自動車、交通事業者と地域住民の共助交通50の役割分担などにより、車を運転できない高齢者等であっても、車に頼らずに暮らせる快適な移動サービスが確保できている。 ・管理されていない空き家や農地等に係る所有者の意向を把握するとともに、適切に措置される取組が進み、農地の荒廃や家屋の倒壊が防止されている。 ・廃校等を利用し、地元の生産物や歴史、景観などの地域資源を活用したスモールビジネス51が創出されている。 ・中山間地域の歴史と風土の中で育まれた伝統行事、伝統文化等が、地域の誇りとして維持・継承されている。
(4) 魅力があふれ人が集い、にぎわいのある中心市街地が形成	・歩いて心地よい、環境や人に配慮した緑あふれる中心市街地が形成され、地域内外の多様な人々が行き交い、集う場となっている。 ・空きビルや空き店舗等が魅力的なリノベーションにより新たな利用価値が創出され、中心市街地の賑わいの核として利活用が進んでいる。 ・医療・福祉・商業などの機能の配置・アクセスの最適化が進み、生活の利便性が向上している。 ・公共交通が充実しシェアサイクルやカーシェア等の普及とともに、快適な移動サービスが確保できている。 ・近隣住民による共助（支え愛）等により、高齢者等の見守りの取組など、安心して暮らせる仕組みが整えられている。
(5) 国内外との交通ネットワークや物流拠点が充実	・山陰自動車道の県内区間が全線開通するとともに、山陰近畿自動車道（岩美道路）が開通し、交流が一層活発になり、経済圏が拡大している。・鉄道の整備、空港の機能向上、国際定期便やチャーター便の増加等により、国内外につながる陸・海・空のネットワークが強化されている。 ・境港は、新たな岸壁が整備されるなど、船舶の大型化や取扱貨物量の増大を踏まえた機能強化が図られている。鳥取港は、メイン航路の変更により、航路埋塞等の課題が解決され機能強化が図られている。両港の機能強化に伴い港湾を活用した産業振興が進んでいる。
(6) 超高速情報通信網が充実し、ICTの高度活用により産業や生活の質が向上	・光ファイバ網や第5世代移動通信システム（5G）などの超高速情報通信網の整備によりICTの高度な活用のための基盤が県内全域で構築されている。・行政手続きのオンライン化や、オンライン会議・授業や在宅ワークが普遍化するとともに、自動車の自動運転やドローンによる物流、作業が行われるなど、社会全体でデジタル化や技術革新が進み、産業や生活の質が向上している。

(ウ)環境、生活等を「守る」活動

キーワード	将来ビジョンの視点・2030年の鳥取県の姿
(1) 新型コロナウイルスなどの新たな感染症に対応する体制が確立	・新たな感染症の拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護するとともに、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるような医療・保健体制が構築されている。・鳥インフルエンザや口蹄疫、豚熱等の家畜伝染病の発生・拡大を防止する危機管理体制が構築されている。 ・感染症の発生期には、県民や県内企業が一人ひとりの人権を守りながら、感染症の拡大防止と経済活動の両立が速やかに図られている。
(2) 循環型社会・低炭素社会が確立(プラスチックごみ・食品ロスの削減、温室効果ガスの削減等)	・4R+Renewable55が定着し、つくる側(生産者)・つかう側(消費者)がそれぞれ責任を持つことで、海洋プラスチックごみを含むプラスチックごみ・食品ロス等廃棄物の発生が抑制され、資源の循環が図られている。・2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けて、太陽光発電などの「創エネ」や蓄電池等を活用した「蓄エネ」、節電やエネルギーの効率化等による「省エネ」の相乗効果により低炭素社会化が進んでいる。 ・家庭、企業など地域が主体的に再生可能エネルギーを自らの活動に活用するなど再生可能エネルギーが地域にとって身近な存在となっている。 ・地域のエネルギーとして再生可能エネルギー由来の水素の活用が進んでいる。 ・カーボン・オフセット56等を活用した間伐等により森林が健全化することで、地球温暖化防止などの機能が発揮されている。 ・防災施設の整備や機能強化、農林水産業における技術の確立・普及、新たなビジネス機会の創出等による産業活性化など、気候変動に関する社会的・経済的な損失を最小限に抑えながら、地域における持続可能な発展が図られている。 ・SDGsの理念が県民に広く浸透し、県民の参加と協働による環境保全・社会的課題解決・経済活動の好循環などの持続可能な仕組みが確立されている。(再掲)
(3) 人と自然が共生し、美しく豊かな自然が継承(生物多様性の維持等)	・生物多様性の重要性が広く認識され、県民と協働した野生動植物の保護活動や外来種の駆除、工事等での生物多様性への配慮がより促進されるなど、豊かな自然と希少動植物等が保全されている。 ・三大湖沼(湖山池、東郷池、中海)や河川等の良好な水質が保たれ、地下水の保全と利用が確立されている。・光害が抑制され、全国随一の美しい星空環境が創造されている。 ・「とっとり共生の森」など企業と連携した森林づくりが定着しているとともに、地域の子どもの活動も取り入れた形に発展している。 ・自然公園や山陰海岸ジオパークにおける自然観察や登山、シーカヤックをはじめとするアクティビティ(自然体験活動)など、豊かな自然を満喫できるエコツーリズムの拠点となっている。
(4) 先端技術を活用した医療、地域貢献、健康づくりの実践で健康寿命が延伸(遠隔医療、フレイル予防、認知症予防等)	・医療人材の確保や救急医療体制の構築により、地域の医療体制が整い、県民が安心して地域で暮らしている。 ・県民一人ひとりの健康づくりと先端技術を活用した健康管理、地域による支援により健康寿命が全国トップレベルに延伸している。 ・医療・ヘルスケア分野での技術革新が進み、地域の医療体制の整備や安全・安心かつスムーズな医療・福祉サービスが提供されている。 ・健康情報のセルフフレコーディング58の活用などによる疾病予防が進んでいるほか、遠隔医療が広く普及している。 ・家庭においてもICTが普及し、一人暮らしや、外出困難者であっても必要な医療サービスを享受できている。 ・一人ひとりの健康意識が一層高まり、生活習慣病対策、フレイル予防、介護予防・認知症予防の取組が地域ぐるみで実践されている。 ・がんによる死亡率が減少するとともに、がんと診断されても心豊かに自分らしく生きることができる環境が整っている。
(5) 地域ぐるみの活動でくらしの安全が確保	・地域のネットワークを活かし、中高年を含めたひきこもりが未然に防止されるとともに、相談体制の充実や先端技術を活用した社会参画の仕組みが実現している。 ・県民と行政が連携、協力した地域の安全確保により、犯罪被害が防止されている。 ・通学路の安全対策や歩道のバリアフリー化などが進み、安全・安心な歩行空間が確保されている。 ・自動運転技術の普及などにより交通事故が減少している。 ・消費生活相談環境が充実するとともに、高齢者や障がい者等の消費者トラブルを防止するための地域見守りネットワークが構築され、消費者被害が減少している。 ・HACCP(ハサップ)59などの食品の衛生管理が一層向上し、誰もが安心して食を楽しんでいる。
(6) 災害に強い県土の形成が進み、防災・危機管理対策が向上	・道路・河川・砂防・治山・港湾等のインフラ整備と耐震化が進展し、災害に負けない強靱な県土が形成されている。 ・AIや、IoTなどの新技術を活用して、計画的なインフラ維持管理が実現している。 ・リアルタイムの情報発信などにより避難の判断・指示が適時に行われ、水害や土砂災害からの逃げ遅れによる死者がゼロになっている。 ・年齢や性別、要支援者等にも配慮された避難所環境の整備が進んでいる。 ・地域の様々な立場の人が企業・支援組織・NPO・住民組織等と平時から協働・連携して暮らし、災害時に誰一人取り残されることなく避難ができています。

(エ) 歴史、自然、文化等を「楽しむ」活動

キーワード	将来ビジョンの視点・2030年の鳥取県の姿
(1) 豊かな自然、食、文化、歴史、芸術を知り楽しむことができる鳥取	・本県の豊かな自然、食、郷土芸能や伝統行事、民芸などの地域文化が大切に守られ受け継がれ、県民誰もが楽しむ機会が充実している。 ・青谷上寺地遺跡公園（仮称）がオープンし、むきばんだ史跡公園とともに弥生時代の重要な文化財を知る学習拠点として利活用されるとともに、観光資源として活用されている。 ・県立美術館等での体験、学習や、鳥取県を拠点に活動するアーティストとの交流等を通じて、幼少期から豊かな創造性が育まれ、誰もが文化・芸術に親しんでいる。 ・ICTを活用した多様な形で、県民誰もが文化・芸術に係る活動や体験、鑑賞ができるようになっている。
(2) ワーク・ライフ・バランスが充実し、活力ある生活が実現	・仕事と家庭の両立を応援する職場環境が推進され、子育てや介護をしている人をはじめ、誰もがライフステージにあわせて働くことができ、一人ひとりのワーク・ライフ・バランスが充実している。 ・地域活動やスポーツ、趣味を楽しむなど、誰もが自由な時間を持つことができている。
(3) いつでもどこでも誰でもスポーツを楽しめる環境が実現	・全国大会・世界大会やキャンプ・合宿が県内で数多く開催され、スポーツに親しむ機会が増えている。 ・多くの県民が世代を超えてスポーツの楽しさを理解し、実際に身体を動かすことで健康づくりにつながっている。 ・年齢や体力、関心や目的に応じて、いつでも、どこでも安全にスポーツ活動を楽しむことができる環境が実現している。 ・アスリートを育成する環境が充実し、日本や世界のトップを目指す子どもたちが出てきている。 ・5GやAR・VRなど先端技術を活用したeスポーツ60の大会が開催され、地域の活性化に繋がっている。
(4) 誰もが学び、主体的にキャリアアップを図る機会が充実	・子どもだけでなく、大人もICTを学習する機会が充実するなど、誰もが生涯にわたって学び直しができることで、生活の充実や地域の活性化につながっている。 ・大学と連携したリカレント教育が充実し、主体的にキャリアアップを図る人が増えている。 ・図書館、美術館、博物館等の社会教育施設を活用して、県民が学びの活動を続け、学んだことを活かせるボランティア活動や学校での子どもたちと交流するなど、地域で活躍できる機会が充実している。

(オ) 互いに「支え合う」活動

キーワード	将来ビジョンの視点・2030年の鳥取県の姿
(1) 多様性を互いに認め、支え合う共生社会	・性別、年齢、国籍、障がいの有無、そのほか身体的、社会的状況や文化、習慣の違いに関わらず、互いに認めあい、支え合う社会づくりが進み、誰もが安心して自分らしく生活している。 ・障がいのある方や外国人の方などが、会話手段や言語に関わらずストレスなく意思疎通を図ることができている。 ・ユニバーサルデザインが広く普及し、誰もが暮らしやすい環境が整っている。
(2) 家庭・地域・職場で心豊かに暮らせる男女共同参画社会	・仕事と家庭の両立を応援する職場環境が推進され、子育てや介護をしている人をはじめ、誰もがライフステージにあわせて働くことができ、一人ひとりのワーク・ライフ・バランスが充実している。（再掲） ・社会のあらゆる分野で、性別にとらわれることなく、一人ひとりが個人の能力を発揮し、活躍する機会が確保されている。 ・様々な産業（農林水産、建設、情報通信等）への女性の参画が進み、また企業などでの女性管理職が増加するなど、女性の活躍が広がっている。 ・家事・育児・介護について男性の参画が当たり前となり、家庭や地域での役割を分担し互いに支え合っている。
(3) 障がい者・高齢者がいきいきと暮らす地域社会	・障がいのある方がその特性に応じて能力を発揮できるよう、福祉的就労、一般就労ともに様々な形の就労環境が整い、自らの意思に基づきいきいきと働くことができている。 ・障がいのある方が質の高い福祉サービスを利用しながら、住み慣れた地域の中で安心して、その能力と適性に応じて自立した日常生活や社会生活を営んでいる。 ・高齢者が、フレイル予防、介護予防、認知症予防を実践し、様々な福祉サービスを利用しながら、住み慣れた地域の中で元気に暮らしている。 ・施設等のバリアフリー化が進展し、障がいのある方や高齢者が利用しやすい環境が整っている。
(4) DV、性暴力や児童虐待などの被害者や、支援の必要な方が生活しやすい環境が整備	・鳥取ならではの絆社会を活かし、地域の見守りなどによりDV、性暴力や児童虐待が未然に防止されている。 ・DVや性暴力、児童虐待などの被害者、ひとり親家庭や生活困窮者などが相談できる体制や支援が充実し、安心して生活できる環境が整っている。

(カ)人を「育む」活動

キーワード	将来ビジョンの視点・2030年の鳥取県の姿
(1) 地域や職場との連携などにより、安心して子育てできる環境が進展	・地域での支援により出会いの機会の充実や、自らが希望する結婚ができる環境が整っている。・妊娠や出産について、正しい知識の普及が進み、自らが希望するライフプランを実現できる環境が整っている。 ・家庭・職場・地域の連携により、男性も女性も働きながら子育てできる環境が整っている。 ・子育てに係る経済的な負担の軽減やひとり親家庭や多子世帯への支援の充実等により、誰もが安心して子育てできる社会が実現している。 ・放課後児童クラブの充実や年度中途の保育所等の待機児童が解消されるなど、子育て支援サービスがさらに充実している。 ・保育施設等の利用児童数の見込みに応じた保育・幼児教育を行う人材が確保できている。 ・保育・幼児教育の質が向上し、友達との集団生活や遊びを通じて健康な体づくりや豊かな人間性が育まれている。 ・学校・地域と連携した保護者への学習機会の提供、家庭教育支援が充実している。 ・生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもたちを含め、希望する子どもが夜間や休日に地域の大人や友達と食事や学習ができる子どもの居場所が整っている。
(2) 地域でチャレンジする者が増加	・産官学連携によるリカレント教育プログラムや起業家養成プログラムが充実し、様々な年齢やキャリアを持った人材が活躍している。 ・大学や職業能力総合大学校・ポリテクセンター鳥取等との連携・支援のもとに、成長分野について必要な知識や技能を身に付けた県内企業の人材が育成されている。 ・地域を題材とした体験活動や地域課題解決に向けた探究的な学習の充実により、社会を力強く生き抜く力が育成され、地域が求める人材が育成されている。 ・地域の特色を活かした魅力的な高等学校・高等教育機関づくりにより、県内外から多くの学生が集まっている。 ・本県出身の学生がICTを使って県内企業の情報を知り、県内で就職する者が増えている。
(3) 子どもたちの地域への愛着と誇りが醸成（ふるさとキャリア教育の推進等）	・子どもたちが鳥取県の豊かな自然や文化、地域で活躍している人や先人の生き方等を通して鳥取県に愛着と誇りを持ち、ふるさと鳥取をさらに継承・発展させようとする意欲や態度が育成されている。 ・ふるさとキャリア教育により、子どもたちの自立や自分らしい生き方が実現するとともに、将来にわたり様々な場面で鳥取を支えていくことができる人材が育っている。 ・地域、企業・団体、行政など全県で若者のUターンや地元定着に取り組んでいる。
(4) 社会の変化に対応できる力を身につけた人材を育成（主体的・対話的で深い学びの推進、ICT活用教育等）	・「主体的・対話的で深い学び」を推進することにより、子どもたちの学ぶ意欲が高まり、学力が定着するとともに、思考力、判断力、表現力等が養われ、他者と協働して課題解決することができる力が育成されている。 ・学校へのICT普及（GIGAスクール構想）やオンライン学習の充実など、AI等の技術革新に対応したICT活用教育の実践などにより、変化の激しい社会を生き抜く力を身につけた子どもたちが育っている。 ・キャリア教育やグローバル人材の育成等により、社会に貢献する資質・能力を身に付け、世界で活躍できる若者たちが育っている。 ・ESD教育が推進され、若者たちが持続可能な発展を目指して様々な領域で地域社会に貢献している。 ・特別な支援を必要とする子どもたちが、就学前から就労に至るまでの切れ目のない一人ひとりの教育ニーズに応じた適切な指導と支援を受け、能力と可能性を最大限に伸ばすことができている。

指定基準チェック表（第3表）（条例第4条第1項第3号に適合する旨を説明する書類）

法人名		実績判定期間	年 月 日 ～ 年 月 日	チェック
-----	--	--------	------------------	------

3 広く県民等からの支援を受けているものとして、次のア、イのいずれかに該当すること。

ア 実績判定期間において、年間1,000円以上の寄附者が年平均50人以上いること。

イ 実績判定期間において、法人の特定非営利活動に携わったボランティアが年平均50人以上いること。

実績判定期間内の 各事業年度	①	②	③	④	⑤
	年 月 日から	年 月 日から	年 月 日から	年 月 日から	年 月 日から
	年 月 日まで	年 月 日まで	年 月 日まで	年 月 日まで	年 月 日まで
実績判定期間の月数 (端数切り上げ)	月	月	月	月	月
【ア】年間1,000円 以上の寄附者数	人	人	人	人	人
うち、鳥取県民の数	人	人	人	人	人

〔チェック欄〕

- ☐ 寄附者の氏名（法人にあっては名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えている
- ☐ 寄附者本人と生計を一にする者を含めて1人として数えている
- ☐ 当法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者である場合、寄附者数から除いている
- ☐ 対価性のある会費などは寄附金から除いている

〔判定式〕

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が1,000円以上の寄附者の合計人数}}{\text{実績判定期間の月数}} \times 12 = \boxed{\text{人}} \geq 50 \text{人}$$

【イ】ボランティア の従事人数	人	人	人	人	人
うち、鳥取県民の数	人	人	人	人	人

〔チェック欄〕

- ☐ ボランティアの氏名及びその住所が明らかな者のみを数えている
- ☐ ボランティア本人と生計を一にする者がボランティアに参加された場合には、これを含めていない
- ☐ 当法人の役員、社員、職員及びそれらの者と生計を一にする者はボランティアの数に含めていない

〔判定式〕

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中に当法人の行う特定非営利活動に携わったボランティアの合計人数}}{\text{実績判定期間の月数}} \times 12 = \boxed{\text{人}} \geq 50 \text{人}$$

【指定基準チェック表（第3表） 記載要領】

項 目	記載要領	備 考
実績判定期間の月数	実績判定期間の月数について、整数で記載してください（まる2年間の場合は「24」を記載）。	・実績判定期間に1月未満の端数があるときは、これを1月とします。（例：19月と10日⇒「20月」とする）
【ア】 年間 1,000 円以上の寄附者数	各事業年度において、該当する寄附者数を記載してください。	・1回当たりの寄附金額が千円未満であっても、複数回にわたる、あるいは生活を一にする複数人からの寄附金の合計が千円以上である場合は、1人として数えることができます。 ・原則として、社員の会費は寄附金の額から除きます。ただし、賛助会員のように「会員」という名称であっても対価性が認められない会費は寄附金とみなすことができます場合があります。 （「対価性が認められない会費」とは、寄附金を支払ったことと引き換えに、物やサービスの提供がない状態をいいます。ただし、無料の法人機関誌等を配布する程度であれば対価性があるとはみなされません。） ・イ（ボランティア要件）を選択した場合は、この欄の記載は不要です。
うち、鳥取県民の数	寄附者数又はボランティアの数のうち、鳥取県内に住所を有する者の人数を記載してください。	・少なくとも1名は鳥取県民であることを求めています。1人もいない場合は指定を受けることができません。
【イ】 ボランティアの従事人数	各事業年度において、該当するボランティアの人数を記載してください。	・労働の対価が無償であるボランティアのみを数えます。（交通費等の実費相当分のみが支給される場合にあっては、1人として数えることができます。） ・ア（寄附金要件）を選択した場合は、この欄の記載は不要です。

【添付書類】

- ・寄附者名簿又はボランティア活動者名簿

【その他注意事項】

- ・寄附者又はボランティアが法人の役員又は社員等と関係のある者であるかどうかを確認するため、過去の役員名簿等について別途確認させていただく場合があります。
- ・寄附金については、各寄附者から寄附金を受領したことが分かる資料（会計帳簿、領収書の写し等）を確認させていただくとともに、寄附者本人への確認をさせていただく場合があります。
- ・ボランティアについては、当該各人がボランティアとして参加したことが分かる資料（ボランティアの募集・応募に係る書類、ボランティア活動に携わった日・時間帯や活動内容等を示す書類）を確認させていただくとともに、ボランティア本人への確認をさせていただく場合があります。
- ・判断が難しい事例については東部地域振興事務所又は各総合事務所にお問い合わせください。

「広く県民等からの支援を受けている」に係る基準についてのQ & A

当該基準は、広くたくさんの県民等に支えられているかどうかを寄附金額や寄附者数、ボランティア数から確認するものです。例えば、寄附金額がどんなに多くても、それがたった1人によって寄附されたものであれば、広くたくさんの県民等に支えられているとはいえません。そのため、一定の基準に基づき判断します。

算定の仕方について多く寄せられたご質問とその回答についてまとめました。

寄附者の考え方

① 寄附者の氏名（法人の場合は法人名）とその住所が明らかな寄附者のみを数えます。

匿名寄附はいくら寄附であっても、寄附金額や寄附者数に算入することができません。

当該基準の適用要件として、寄附者名簿等により寄附者の氏名・住所が明らかな者のみ算入します。

② 少額寄附金の寄附者は寄附者数として含めることができません。

年間1,000円以上の寄附者のみ寄附者数として算入します。

同じ人が複数回寄附している場合

寄附金の額の合計が1,000円以上かどうかは、事業年度毎の合計額で判断することになります。

例		実績判定期間	20XX年4月	500円	}	合計800円<1,000円のため	×
		1期目	20XX年5月	300円		1人としてカウントしない	
		実績判定期間	20YY年4月	500円	}	合計1,000円≥1,000円のため	○
		2期目	20YY年5月	500円		1人としてカウントする	

③ 寄附者（又は役員）と生計を一にする者とは次のような者を指します。

「生計を一にする」とは、基本的には、同じ屋根の下に暮らし、同じ釜の飯を食べていれば、「同一生計」となります。ただし、単身赴任者や、生活費・学費の仕送りを受けている学生等は同一の家屋に起居していなくても「生計を一にする」として取扱うため、必ずしも同居を要件とするものではありません。

判断が難しい事例については東部地域振興事務所又は各総合事務所にお問い合わせください。

夫婦の寄附のカウント

寄附者と生計を一にする者を含めて合算（1人と）して考えることになります。

事業年度毎の合計が1,000円以上であれば、1人として数えてよいことになります（合計金額で判断）。

例1		夫 500円	+		妻 500円	=	合計1,000円≥1,000円 なので、1人としてカウントする
例2		夫 1,000円	+		妻 1,000円	=	合計2,000円だけれども、生計を一に しているので1,000円×2=2人では なく、1人としてカウントする

役員かどうか、生計を一にするかどうかを判断する時期

寄附をした時の現況で判断をします。つまり、現時点において役員や生計が別であったとしても、寄附をした時に役員や生計が一であれば合算してカウントすることになります。

ボランティアの考え方

① ボランティア数としてカウントできる「ボランティア」の考え方。

指定基準「法人の特定非営利活動に携わったボランティア」としてカウントできる「ボランティア」とは、申出をする法人自らが募集等行い、実施する特定非営利活動について、自主的に、労働の対価を無償（交通費等の実費相当分の支給を除く）で従事する者のことを指します。

② 共催や実行委員会形式等の一構成員として行う特定非営利活動へのボランティアは算入対象外です。

申出をする法人と他の法人との共催や、実行委員会形式等により合同開催する特定非営利活動は、当該基準の対象にはなりません。

③ ボランティアの氏名（法人の場合は法人名）とその住所が明らかな者のみを数えます。

前頁「寄附者の考え方」と同様に、匿名ボランティアは、ボランティア数に算入することができません。当該基準の適用要件として、ボランティア名簿等による氏名・住所が明らかなもののみ算入します。

④ 申出をする法人の役員、社員及び職員並びにそれらの者と生計を一にする者である場合は、ボランティア数として含めることができません。

上記「寄附者の考え方」と同様に、ボランティア数として数えることができません。なお、ボランティアの参加を否定するものではありません。

寄附者名簿

法人名		実績判定 期間	年 月 日 ～ 年 月 日	事業年度	年 月 日 ～ 年 月 日
-----	--	------------	------------------	------	------------------

寄附者の氏名又は名称	住所又は事務所の所在地	寄附金の額	受領年月日
○ ○ ○ ○	◇◇県∕∕市☆☆ x x 番地	○○○○円	xx ・ yy ・ zz
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
		円	. .
合 計		円	

【記載要領・注意事項】

- ・この名簿は、指定基準チェック表（第3表）のうちア（寄附金要件）の適否の確認に用いるものです。それ以外の目的に使用することはありません。
- イ（ボランティア要件）をもとに申出をする場合は必要ありません。
- ・事業年度ごとに別葉にして記載してください。
- ・記入欄が不足する（2ページ以上にわたる）場合は、別葉とするか行を追加するなどしてください。

ボランティア活動者名簿

法人名		実績判定 期間	年 月 日 ～ 年 月 日	事業年度	年 月 日 ～ 年 月 日
-----	--	------------	------------------	------	------------------

[illegible]

【記載要領・注意事項】

- ・この名簿は、指定基準チェック表（第3表）のうちイ（ボランティア要件）の適否の確認に用いるものです。それ以外の目的に使用することはありません。
- ア（寄附金要件）をもとに申出をする場合は必要ありません。
- ・事業年度ごとに別葉にして記載してください。
- ・従事年月日については、判明しているものについて全て記載してください。
- ・記入欄が不足する（2ページ以上にわたる）場合は、別葉とするか行を追加するなどしてください。

指定基準チェック表（第4～7表）（条例第4条第1項第4号～第7号に適合する旨を説明する書類）

法人名		実績判定期間	年 月 日 ～ 年 月 日	チェック
-----	--	--------	------------------	------

指定基準チェック表（第4表）

4 事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）を法人の事務所に備え置き、閲覧させていること。

実績判定期間内の各事業年度	①	②	③	④	⑤	申出の日の属する事業年度の初日～申出の日
	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日	
事業報告書等、役員名簿、定款等を備え置き、閲覧させている	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

指定基準チェック表（第5表）

5 活動の内容、活動を行った年月日等の活動状況を、会報紙又はホームページへの掲載その他適当な方法により毎事業年度2回以上公開していること。

実績判定期間内の各事業年度	①	②	③	④	⑤
公開の手段（媒体）					
公開の時期					

指定基準チェック表（第6表）

6 法令又は条例に違反する事実、不正の行為を行った事実その他公益に反する事実がないこと。

法令違反等の事実の有無	有・無
-------------	-----

指定基準チェック表（第7表）

7 申出の直前に終了した事業年度の末日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること。

事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	年 月 日
------	----------	-------	-------

【指定基準チェック表（第４～７表） 記載要領】

項 目		記載要領	備 考
第４表	事業報告書等、役員名簿定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）、を備え置き、閲覧させている	各区分に応じ、「はい」「いいえ」のいずれか該当する一方に印をしてください。	・事業報告書等については、各年度において過年度分の書類を備え置くこととされており、そのことを確認するものです（当該年度分の書類を作成したかどうか、ではありません）。
	公開の手段（媒体）	事業年度ごとに、法人の活動状況を公開する手段を記載してください。	・公開の手段が複数ある場合は、全て記載してください。
第５表	公開の時期（頻度）	事業年度ごとに、法人の活動状況を公開する時期又は頻度を記載してください。	<記載例> ・時期…○年○月、○年春 など ・頻度…年３回発行、週２回程度更新 など
	法令違反等の事実の有無	申出を行った日時点における法令違反等の事実について、「有」「無」のいずれか該当する一方に印をしてください。	・事業報告書等が期限内に提出されていない場合は、指定を受けることができません（ただし、天災の影響など申請法人の責めに帰さない事情により遅延した場合を除く）。 ・申出時点で違反があっても、その後違反状態が治癒したと判断される場合には基準を満たす場合があります（登記の不備等）。
第７表	事業年度	法人の事業年度の初日及び末日を記載してください。	・申出書の記載と一致させてください。
	設立年月日	法人の設立登記の日を記載してください。	・申出書の記載と一致させてください。

【添付書類】

- ・情報公開をしていることが分かる書類（第５表関係）

具体的には、会報紙などの印刷物（又はその写し）、インターネットを利用する方法により公開している場合は当該公開部分の写し等を添付してください。

指定基準チェック表（市町村指定法人用）（条例第4条第2項に適合する旨を説明する書類）

法人名		実績判定期間	年 月 日 ～ 年 月 日	チェック
-----	--	--------	------------------	------

県内の市町村の条例で控除対象特定非営利活動法人として定められている特定非営利活動法人が県の各指定基準に適合するものと同等であると認めるときは、当該基準に適合しているものとみなす。

条例で指定した市町村	
条例指定年月日	年 月 日

【同等性の説明】

県指定基準の項目		左の基準に適合するものと同等であることの説明
1	県内における事業実施	
2	適切な事業内容（「鳥取県の将来ビジョン」又は表彰・協働実績）	
3	県民等からの支持（寄附金若しくはボランティアによる支援実績）	
4	事業報告書等の備置き、閲覧	
5	活動状況の積極的な公開	
6	法令違反等の有無	
7	法人設立後1年超の経過	

【指定基準チェック表（市町村指定法人用） 記載要領】

項 目	記載要領	備 考
条例で指定した市町村	条例指定をした市町村名を記載してください。	・複数の市町村から指定を受けている場合は、それぞれ記載してください。
条例指定年月日	当該条例指定を受けた日付を記載してください。	・複数の市町村から指定を受けている場合は、それぞれ記載してください。
左の基準に適合するものと同等であることの説明	県の各指定基準に適合していることが分かるように記載してください。	・各説明欄への記載に代えて、指定基準チェック表など各基準に適合すると認められることを説明する書類の添付をもってすることもできます。

【添付書類】

- ・当該市町村の条例個別指定を受けていることがわかる資料（条例、公報など）の写し

欠格事由チェック表

法人名		チェック
次のいずれかの欠格事由に該当する法人は、指定を受けることができません。 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 ア 条例第 16 条第 1 項各号（第 3 号及び第 6 号を除く。2 において同じ。）又は第 2 項各号（第 2 号を除く。2 において同じ。）のいずれかに該当し、控除対象特定非営利活動法人の指定取消の手續が行われた場合において、その原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該控除対象特定非営利活動法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しないもの イ 法第 47 条第 1 号イからニまでに掲げる者 2 条例第 16 条第 1 項各号又は第 2 項各号のいずれかに該当し、指定取消の手續が行われた場合において、控除対象特定非営利活動法人でなくなった日から 5 年を経過しないもの 3 法第 47 条第 2 号から第 6 号までに掲げるもの		
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
ア	控除対象特定非営利活動法人が指定を取り消された場合（指定期間の満了、解散又は指定基準の不適合により取り消された場合を除く。）において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該控除対象特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しない者の有無	有 ・ 無
イーイ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しない者の有無	有 ・ 無
イーロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者の有無	有 ・ 無
イーハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者の有無	有 ・ 無
イーニ	暴力団の構成員等の有無	有 ・ 無
2	指定を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない法人（指定期間の満了、解散又は指定基準の不適合により取り消された場合を除く。）	はい・いいえ
3-2 号	認定又は特例認定を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない法人	はい・いいえ
3-3 号	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
3-4 号	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない法人	はい・いいえ
添付書類	指定の申出又は指定の有効期間の更新の申出時に、上記 3-4 号に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その 4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること	はい・いいえ
3-5 号	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過しない法人	はい・いいえ
3-6 号	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ

【欠格事由チェック表 記載要領】

項 目	記載要領
役員欠格事由 (1の各欄)	「有」「無」のいずれか該当する一方に印をしてください。
団体欠格事由 (2,3の各欄)	「はい」「いいえ」のいずれか該当する一方に印をしてください。
添付書類	納税証明書を全て添付している場合に「はい」に印をしてください。

【添付書類】

- ・所轄税務署長、都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書（過去3年間に滞納処分を受けたことがないことの証明）

【その他注意事項】

- ・「刑法204条等」とは、刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条をいいます。
- ・「暴力団の構成員等」とは、法第12条第1項第3号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

役員の氏名等一覧表

年 月 日現在

役職名	フリガナ 氏 名	生年月日	性別	住 所
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		
		年 月 日		

【記載要領・注意事項】

- ・この名簿は、「欠格事由チェック表」のうち役員欠格事由に該当する者の有無を確認するために用いるものです。それ以外の目的に使用することはありません。
- ・右上の「年 月 日現在」には、申出をした日付を記載してください。
- ・特定非営利活動促進法の規定により役員名簿を知事に提出している場合で、その内容に変更がない（県において確認が可能な）場合は、「生年月日」「性別」「住所」の記載は不要です。
- ・本書に記載された情報をもとに、役員に暴力団の構成員等がいらないことを鳥取県警察本部に照会し確認することについて、あらかじめ法人の全ての役員の同意を得ておいてください。

寄附金を充当する予定の事業内容等

法人名	
-----	--

事業名	具体的な事業内容	実施予定 年 月	実施予 定場所	従事者の 予定人数	受益対象者の 範囲及び 予定人数	寄附金充当 予定額

寄附金の受入れ及び支出に利用する銀行等口座名	

【寄附金を充当する予定の事業内容等 記載要領】

項 目	記載要領	備 考
事業名 具体的な事業内容	今後、寄附金の充当を予定している事業及びその内容を記載してください。	・総会等に提出する事業計画書等との整合性を図ってください。
実施予定年月 実施予定場所	各事業の実施を予定する時期及び場所について記載してください。	・事業の性質に応じ「〇年〇月」「通年」など適切に記載してください。
従事者の予定人数	各事業に従事する人数を記載してください。	
受益対象者の範囲 及び予定人数	事業実施により利益を受ける者の人数（範囲）を記載してください。	
寄附金充当予定額	事業実施に係る寄附金の充当予定額を記載してください。	・事業規模（想定）に応じ概算で記載してください。
寄附金の受入及び 支出に利用する銀行等口座名	金融機関名及び店名を記載してください。	・口座番号は記載不要です。

5 控除対象NPO法人の報告義務

(1) 事業年度終了後の役員報酬規程等の受理 (条例第10条第1項)

控除対象NPO法人は、毎事業年度はじめの3か月以内に、次のア、イに掲げる書類を所轄庁に提出しなければなりません。

ア 控除対象NPO法人のみ提出すべき書類 (認証法人は提出不要)

No.	提出書類	備 考
1	控除対象特定非営利活動法人役員報酬規程等提出書	県規則様式第3号
2	前事業年度の地方税法第37条の2第4項に規定する寄附者名簿	
3	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 (内容に変更がない場合、毎事業年度の提出は不要)	
4	鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例第9条第2項第3号に定める事項を記載した書類 ○収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項を記載した書類 ○次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項を記載した書類 (ア) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引 (イ) 役員等及び役員等の使用人等(※)との取引 ○次に掲げる報酬、給与等に関する事項 (ア) 役員等及び役員の使用人等(※)に対する報酬又は給与の支給の状況((イ)に係る部分を除く。) (イ) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ○支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	
5	一定の指定の基準に適合している旨及び欠格事由のいずれにも該当していない旨を説明する書類	指定基準チェック表 (第5表、第6表)、 欠格事由チェック表

(※) 「役員等及び役員等の使用人等」…役員、社員、職員、寄附者またはこれらの者の配偶者若しくは3親等以内の親族又はこれらの者と次の①～③に掲げる特殊の関係にある者

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ すべての認証 NPO 法人が提出することとされている書類

No.	提出書類	備 考
1	特定非営利活動法人事業報告書等提出書	県規則様式第 5 号の 3
2	事業報告書	
3	活動計算書	
4	貸借対照表	
5	財産目録	
6	前事業年度の年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿）	
7	前事業年度の末日における社員のうち 10 人以上の者の名簿	

（２）役員名簿等変更及び助成金支給の報告

控除対象 NPO 法人は、①役員名簿、定款又は条例第 6 条第 2 項各号（第 4 号を除く。）に掲げる事項に変更があった場合及び②助成金の支給を行った場合には、県に必要書類を提出しなければなりません（条例第 8 条第 1 項、第 10 条第 2 項）。なお、役員名簿または定款の変更については、法第 23 条第 1 項若しくは第 25 条第 6 項の規定による届出または同条第 4 項の規定による申請書の提出をしたときは、この届出を要しない。

状 況	提出が必要な書類	書類の作成・提出時期
① 役員名簿、定款または条例第 6 条第 2 項各号（第 4 号を除く。）に掲げる事項に変更があった場合	控除対象特定非営利活動法人変更届出書（県規則様式第 2 号）…変更年月日、変更前後の事項を記載	変更後、遅滞なく
② 助成金の支給を行った場合	控除対象特定非営利活動法人助成金支給実績提出書（県規則様式第 4 号）…助成の実績を記載	支給後、遅滞なく

（３）解散の届出

控除対象 NPO 法人が解散したとき、清算人は、遅滞なく、県にその旨を届け出なければなりません（条例第 12 条）。なお、法第 31 条第 3 項による書面の提出または同条第 4 項の規定による届出を県にしたときは、この届出を要しない。

No.	提出書類	備 考
1	控除対象特定非営利活動法人解散届出書	県規則様式第 5 号
2	解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書	

（４）合併の届出

控除対象 NPO 法人は、控除対象 NPO 法人でない NPO 法人と合併しようとするときは、法第 34 条第 4 項の規定により合併認証申請書を提出した日から 1 月以内に、県にその旨を届け出なければなりません（条例第 13 条）。

No.	提出書類	備 考
1	控除対象特定非営利活動法人合併届出書	県規則様式第 6 号

6 控除対象NPO法人の情報公開

(1) 控除対象NPO法人の備え置き（閲覧）

控除対象NPO法人は、以下の書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならないこととされています。（条例第9条第1項）

	備え置くべき書類	いつから	いつまで
1	各指定基準に適合することを説明する書類 〔申出書の添付書類〕	指定を受けたとき	指定を受けたとき
2	欠格事由に該当しないことを説明する書類 〔同上〕	〃	〃
3	寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類〔同上〕	〃	〃
4	寄附者名簿	毎事業年度初めの3月以内	作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間
5	役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	〃	〃
6	資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、主要な取引に関する事項、給与に関する事項、寄附金支出に関する事項を記載した書類	〃	〃
7	法人の活動状況を2回以上公開していることを説明する書類	〃	〃
8	法令等に違反する事実、不正の行為を行った事実その他公益に反する事実がないことを説明する書類	〃	〃
9	指定の欠格事由に該当していないことを説明する書類	〃	〃

(2) 書類のインターネット公開

控除対象NPO法人は、正当な理由がある場合を除いて、以下の書類をインターネットで公表しなければなりません。（条例第9条第1項）

- ① 役員報酬又は職員の給与に関する規程
- ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
- ③ 支出した寄附金並びにその相手先及び支出年月日

※個人の住所・居所に係る記載の部分を除く

7 控除対象NPO法人に対する指定の取消し

(1) 控除対象NPO法人が次のいずれかに該当するときは、知事は指定取消の的行わなければならない（条例第16条第1項）。

ア 条例第5条の欠格事由（第2号を除きます。）のいずれかに該当するとき。

イ 偽りその他不正の手段により控除対象NPO法人となったとき。

- ウ 控除対象NPO法人となった日から起算して5年を経過したことにより、控除対象NPO法人でなくなったとき。
- エ 正当な理由がなく、条例第15条第2項の規定による命令に従わないとき。
- オ 控除対象NPO法人から辞退の申出があったとき。
- カ 控除対象NPO法人が解散したとき（合併により解散したときを除きます。）。

（2）控除対象NPO法人が次のいずれかに該当するときは、知事は指定取消の процедуруを行うことができます（条例第16条第2項）。

- ア 法第29条の規定又は条例第10条の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。
- イ 条例第4条第1項の指定基準（第7号を除きます。）に適合しなくなったとき。
- ウ 法第23条第1項若しくは第25条第6項の規定又は条例第8条第1項若しくは第13条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- エ 正当な理由がないのに、条例第8条第2項又は第9条第4項の規定に違反して書類を閲覧させず、又は虚偽の書類を閲覧させたとき。
- オ 正当な理由がないのに、条例第8条第3項又は第9条第5項の規定に違反して書類を公表しなかったとき。
- カ 条例第9条第1項から第3項までの規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- キ 条例第14条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- ク アからキに掲げるもののほか、法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。

8 控除対象NPO法人の更新

（1）指定の有効期間及び更新の申出について

指定の有効期間は当該指定の日から起算して5年とされており、指定の有効期間が経過すれば指定の効力は失われます（条例第7条）。

なお、指定の有効期間の満了後、引き続き控除対象NPO法人として特定非営利活動を行おうとする場合は、控除対象NPO法人でなくなる日の8月前から5月前までの間に知事に再度指定 процедуруを行うための申出を行い、指定の有効期間の更新を受ける必要があります（規則第8条）。

法人名		事業年度	年 月 日 ～ 年 月 日
-----	--	------	---------------

【記載要領・注意事項】

- ・事業年度ごとに別葉にして記載してください。
- ・記入欄が不足する（２ページ以上にわたる）場合は、別葉とするか行を追加するなどしてください。

（鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例第9条第2項第3号に定める事項を記載した書類）

法人名		事業年度	年 月 日 ～ 年 月 日
-----	--	------	---------------

1 資金に関する事項

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
受取寄附金	〇〇〇〇〇〇〇〇円
〇〇事業収益	〇〇〇〇〇〇〇〇円
〇〇資産売却益	〇〇〇〇〇〇〇〇円
受取利息	〇〇〇〇〇〇〇〇円
・ ・ ・ ・ ・	円
・ ・ ・ ・ ・	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

収益の源泉別の内訳を記載します。

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
〇〇銀行	〇〇〇〇〇〇〇〇円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

借入金がある場合に、借入先ごとの内訳を記載します。

(3) その他

上記の他に資金に関する重要な事項がある場合に記載します。

2 取引の内容に関する事項

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
〇〇市		円	〇〇事業受託
(株) ××		円	××事業〇〇販売
△△市		円	△△事業受託
(公財) ◇◇		円	□□助成金
(株) ☆☆		円	☆☆事業

収益及び費用が生ずる取引それぞれについて取引金額の最も多いものから上位5者に対する、取引内容等を記載します。

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
△△(株)		円	〇〇事業××購入代金
NPO 法人〇〇		円	〇〇事業□□利用料
(株) 〇〇		円	××事業□□購入代金
NPO 法人□□		円	〇〇料
鳥取 太郎		円	☆☆講演料

(3) 役員及び役員等の使用人等^(注)との取引

イ 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容等	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
米子 花子	理事	△△ 10 kg	〇年〇日	円	
(株) 〇〇	理事の経営する会社	法人で不要になった□□の譲渡	〇年〇日	円	残存価格
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

「法人」から「役員及び役員等の使用人等」への譲渡、
「役員及び役員等の使用人等」から「法人」への譲渡、
がある場合それぞれ記載してください。

(注)「役員及び役員等の使用人等」は次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容等	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
倉吉 次郎	理事	事務所家賃	○月○日	・・・円	
				円	
	「法人」から「役員及び役員等の使用人等」への貸付、 「役員及び役員等の使用人等」から「法人」への貸付、 がある場合それぞれ記載してください。			円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務提供の内容等	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
境港 三郎	社員	〇〇事業・講師謝金	○月○日	・・・円	
				円	
	「法人」から「役員及び役員等の使用人等」への提供、 「役員及び役員等の使用人等」から「法人」への提供、 がある場合それぞれ記載してください。			円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

3 役員等と役員等の使用人等に対する報酬又は給与の支給の状況

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族^(注1)(以下「役員等」という。)又はこれらの者と特殊の関係にある者^(注1)(以下「役員等の使用人等」という。)に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」「これらの者と特殊の関係にある者」は次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等及び役員等の使用人等に対する報酬又は給与の支給(ロを除く)

氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額
米子 花子	理事	役員	報酬	○年○月○日～ ○年○月○日	円
米子 花子	理事	役員	給与手当	○年○月○日～ ○年○月○日	円
岩美 春子	職員	理事の子	給与	○年○月○日～ ○年○月○日	円
役員等に対して支給した報酬の合計額を役員等毎に記入します。労働の対価として役員に支払った給料、賃金などがある場合はこれらも含めて記入します。					
・上記「イ」で記載した職員数、金額は除いてください。(ただし、役員等が職員としても従事をして給与を得ている場合は、その分の給与を「ロ」にも計上してください。)内閣府 Q&A 1-2-3 より					
・パート・アルバイトも含めた実人数を記載してください。					
イ、ロに記載する役員等に対する報酬又は給与の考え方					
	役員等が職員を兼ねている場合		役員等が職員を兼ねていない場合 (役員報酬のみ支給時)	職員のみの場合	
イに記載する事項	○役員等に対する報酬 ○役員等に対する給与 } それぞれ個別に記載		○役員等に対する報酬	×個別記載を除外	
ロに記載する事項	○職員に対する給与の総数及び総額に計上			○職員に対する給与の総数及び総額に計上	

ロ 給与を得た職員の総数及び総額

集 計 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額
.....	円

氏 名	寄 附 金 額	支 出 年 月 日
米子 花子	300,000 円	xx・yy・zz
八頭 一郎（米子 花子の甥）	100,000 円	xx・yy・zz
八頭 一郎（米子 花子の甥）	100,000 円	xx・yy・zz
	円	・ ・
	円	・ ・
当期中の寄附者のうち、役員、役員の親族等で寄附金の額の事業年度中の合計が 20 万円以上の者について記載します。 ※役員の親族等 ①役員の配偶者若しくは三親等以内の親族 ②役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係等同様の事業のある者 ③役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者 ④②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしているもの	円	・ ・
	円	・ ・
	円	・ ・
	円	・ ・
	円	・ ・
	円	・ ・
	円	・ ・
	円	・ ・
	円	・ ・
	円	・ ・
	円	・ ・
	円	・ ・
	円	・ ・
	円	・ ・
	円	・ ・

（鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例第9条第2項第4号で定める書類（条例第4条第1項第5号～第6号に適合する旨を説明する書類））

法人名		事業年度	年 月 日 ～ 年 月 日
-----	--	------	---------------

1 活動の内容、活動を行った年月日等の活動状況を、会報紙又はホームページへの掲載その他適当な方法により毎事業年度2回以上公開していること。

区分	①	②	③	④	⑤
公開の手段 (媒体)	会報誌	ホームページ			
公開の時期	○月○日	○月○日			

2 法令又は条例に違反する事実、不正の行為を行った事実その他公益に反する事実がないこと。

法令違反等の事実の有無	有・無
-------------	-----

（鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例第9条第2項第4号で定める書類（条例第5条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類））

欠格事由に該当していないことを説明する書類

法人名	事業年度	年 月 日 ～ 年 月 日
次のいずれかの欠格事由に該当する法人は、指定を受けることができません。 1 役員の中に、次のいずれかに該当する者がある場合 ア 条例第16条第1項各号（第3号及び第6号を除く。2において同じ。）又は第2項各号（第2号を除く。2において同じ。）のいずれかに該当し、控除対象特定非営利活動法人の指定取消の手続が行われた場合において、その原因となった事実があった日以前1年以内に当該控除対象特定非営利活動法人の業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しないもの イ 法第47条第1号イからニまでに掲げる者 2 条例第16条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当し、指定取消の手続が行われた場合において、控除対象特定非営利活動法人でなくなった日から5年を経過しないもの 3 法第47条第2号から第6号までに掲げるもの		
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
ア	控除対象特定非営利活動法人が指定を取り消された場合（指定期間の満了、解散又は指定基準の不適合により取り消された場合を除く。）において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該控除対象特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しない者の有無	有 ・ 無
イ・イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しない者の有無	有 ・ 無
イ・ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有 ・ 無
イ・ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有 ・ 無
イ・ニ	暴力団の構成員等の有無	有 ・ 無
2	指定を取り消され、その取消の日から5年を経過しない法人（指定期間の満了、解散又は指定基準の不適合により取り消された場合を除く。）	はい・いいえ
3-2号	認定又は特例認定を取り消され、その取消の日から5年を経過しない法人	はい・いいえ
3-3号	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
3-4号	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
添付書類	指定の申出又は指定の有効期間の更新の申出時に、上記3-4号に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること	はい・いいえ
3-5号	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
3-6号	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ

ご不明な点は、下記へお問い合わせください。

鳥取県NPO法人の条例個別指定制度【指定申出の手引き】

作 成 平成25年3月（令和7年6月改訂）

担 当 鳥取県政策統轄総局 協働参画課

電 話 0857-26-7070

ファクシミリ 0857-26-8870

URL <http://www.pref.tottori.lg.jp/210444.htm>